二～四　（略）

四の二　加給年金額の対象者となるべき配偶者があるときは、配偶者の個人番号又は基礎年金番号

五～九　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあっては、その事由書）

二の二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

四　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、次に掲げる書類

イ　加給年金額の対象者となるべき者の生年月日を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該加給年金額の対象者となるべき者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

ロ　加給年金額の対象者となるべき者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本及びその者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類

四の二　前項の規定により同項の請求書に加給年金額の対象者となるべき配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

五～八　（略）

3～6　（略）

（退職共済年金の加給年金額加算事由該当の届出）

第十五条　退職共済年金の受給権者（廃止前農林共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額が計算されていなかった者に限る。）は、当該退職共済年金に同項の規定により加給年金額が加算されることとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

五　加給年金額の対象者となるべき配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、当該年金の支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2・3　（略）

二～四　（略）

四の二　加給年金額の対象者となるべき配偶者が国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の基礎年金番号

五～九　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあっては、その事由書）その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類

二の二　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

四　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者の生年月日及びその者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本並びにその者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類

四の二　加給年金額の対象者となるべき配偶者が国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

五～八　（略）

3～6　（略）

（退職共済年金の加給年金額加算事由該当の届出）

第十五条　退職共済年金の受給権者（廃止前農林共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額が計算されていなかった者に限る。）は、当該退職共済年金に同項の規定により加給年金額が加算されることとなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～四　（略）

五　加給年金額の対象者となるべき配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、当該年金の支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の基礎年金番号

2・3　（略）